

令和2年2月20日

第2回曾於市農業委員会總會議事録

曾於市農業委員会



## 第2回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和2年2月20日（木） 午前9時00分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	欠	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○				

4 欠席委員

2番 ○○○○○

5 議事録署名委員

10番 ○○○○○ , 12番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事務局	次長	○○○○○	農政係長	○○○○○
	農地係長	○○○○○		
末吉分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○

7 閉会年月日

令和2年2月20日（木） 午前10時40分

## 令和2年第2回農業委員会総会日程

### 1 開 会

### 2 議事録署名委員の指名

### 3 付議事項

#### (1) 議案

議案第9号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について

議案第10号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第11号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画変更申請について

議案第12号 農地転用事業計画変更申請について

議案第13号 農地法第4条による許可申請について

議案第14号 農地法第5条による許可申請について

議案第15号 農用地等のあっせんについて

議案第16号 農用地利用集積計画について (利用権設定)

議案第17号 農用地利用集積計画について (所有権移転)

#### (2) 報告第2号 合意解約等の報告

### 4 閉 会

令和2年第2回農業委員会総会

令和2年2月20日（木） 午前9時00分

○事務局（○○○○○次長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。1月、2月の諸般の業務経過については、別紙報告書のとおりであります。本日は、2番○○○○○委員から欠席の届出が出されております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和2年第2回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。

10番○○○○○委員、12番○○○○○委員を指名致します。これより議事に入ります。議案第9号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題と致します。事務局次長に説明させます。

○事務局（○○○○○次長）

それでは、議案第9号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉1号でございます。申請地が末吉町深川大迫原○○○○○他1筆、地目畑と田、面積合計の4,289㎡です。貸人が末吉町深川の○○○○○で、借人が末吉町南之郷の○○○○○です。理由につきましては、新規就農です。なお、使用貸借10年で議案第10号末吉10号と同時申請です。他1件です。よろしく願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○15番（○○○○○）

受理番号末吉1号について、2月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、そばを作付けする予定で周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、受人と渡人は義理の兄弟の関係です。以上で調査報告を終わります。

○3番委員（○○○○○）

受理番号大隅2号につきまして、2月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、庭木を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第9号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第10号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。事務局次長に説明させます。

○事務局（○○○○○次長）

それでは、議案第10号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉10号でございます。申請地が末吉町岩崎溝上○○○○○他1筆、地目田、面積合計の1,004㎡です。渡人が末吉町岩崎の○○○○○で、受人が末吉町南之郷の○○○○○です。理由につきましては、新規就農です。他15件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○15番委員（○○○○○）

受理番号末吉10号について、2月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、そばを作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○8番委員（○○○○○）

受理番号大末吉11号について、2月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。譲受人と譲渡人は、兄弟です。以上で調査報告を終わります。

○4番委員（○○○○○）

受理番号末吉12号について、2月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○12番委員（○○○○○）

受理番号末吉13号について、2月11日に現地調査を行いましたので報告致します。なお、受理番号末吉14号についても受人が同一の為、一緒に報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○3番委員（○○○○○）

受理番号大隅15号について、2月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は、親子の関係です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、庭木を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○14番委員（○○○○○）



タスを作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、この土地については、平成31年1月21日に許可申請を頂き、平成31年2月22日に登記を完了し、1年しか経っておりませんが、近日、所有の土地の西側に、一部境界から超えてハウスが建っている事が解かりました。該当所有者と話し合い、ハウスが入っている土地を分筆し、売買する事になりました。なお、売買価格については、同じ単価です。以上で調査報告を終わります。

○8番委員 (○○○○○)

受理番号財部25号について、2月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、畑には露地野菜を、田には水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。受人と渡人は、親子です。調査員は、私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○1番委員 (○○○○○)

受理番号大隅15号についてですが、親子で間違いないですか。

○3番委員 (○○○○○)

はい。親子です。

○議長 (○○○○○)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第10号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は許可することに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第11号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。事務局次長に説明させます。

○事務局 (○○○○○次長)

それでは5ページになります。議案第11号について、ご説明致します。受理番号末吉6号、土地の所在地は、末吉町諏訪方五位塚○○○○○他5筆、地目は畑で、面積合計2,442㎡です。申請人は、末吉町諏訪方の○○○○○で、所有者が末吉町諏訪方の○○○○○です。変更理由は、畑かんの水を利用する為という事です。変更区分は、編入です。他12件です。よろしく願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○5番委員 (○○○○○)

受理番号末吉6号を現地調査致しましたので報告致します。周囲の状況は、東が畑、西が山林、南が畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、申請人は、申請地を編入後、畑かん事業を導入するもので確実と思います。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、全部を農地として利用するもので、お茶が作付けされており適当である



○10 番委員 (○○○○○)

特にオーナー制という事ではないようです。○○○○○が、自分の会社の経営安定を図る為の太陽光発電設置と聞いております。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員よろしかったでしょうか。

○6 番委員 (○○○○○)

はい。それから、全部この田は、荒廃農地なのでしょうか。

○10 番委員 (○○○○○)

全部ではありません。昨年まで耕作していたところもあります。ただ、現地の状況は、補足説明資料の 36 ページの図面を見ていただくと分かりますが、全てが隅にあり、一番上の田は、除外しても問題ないような場所であります。JR 北俣駅の分については、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 11 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請については、編入・除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、編入・除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。次に議案第 12 号農地転用事業計画変更申請についてを議題と致します。事務局次長に説明させます。

○事務局 (○○○○○次長)

それでは 8 ページになります。議案第 12 号について、ご説明致します。受理番号末吉 1 号、当初計画が、申請人○○○○○、申請地が末吉町諏訪方下横尾○○○○○、地目畑の 736 m<sup>2</sup>で、転用目的が宅地分譲で事業費 550 万円、工期が令和元年 6 月から令和元年 9 月までで、許可日が、令和元年 5 月 17 日でした。変更後につきましては、申請人が○○○○○で転用目的は、太陽光発電施設で事業費 1,560 万円、工期が令和 2 年 5 月から令和 2 年 10 月までとなっております。以上でございます。よろしくお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今説明致しましたが本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○16 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 1 号について、2 月 9 日に現地調査を行いましたので報告致します。申請地は、菅渡自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が墓地、西が道路を挟んで畑、南が道路を挟んで墓地、北が畑です。目的実現の確実性は、事業継承者は、申請地を宅地分譲地から太陽光発電施設に事業変更する事から確実です。位置としましては、都市計画用途地域内農地に該当する事から第三種農地に該当します。計画面積については、申請面積 707 m<sup>2</sup>に太陽光パネル 240 枚を設置するもので、適当であると思われまます。なお、当初面積は、736 m<sup>2</sup>ですが市道拡幅により面積が 707 m<sup>2</sup>となっております。排水等については、地下浸透です。被害防除については、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われまます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、前事業者が令和元年 5 月に宅地分譲に転用する目的で 5 条許可を得ましたが、事業継続を断念したものです。また、本来ならば前所有者に所有権を戻し、許可取り消しをするものですが、すでに土地代金が、前所有者に支払われており、所有権移転登記





○6番委員（○○○○○）

受理番号財部11号は、添付資料に始末書がついてませんが。

○8番委員（○○○○○）

補足説明資料には、始末書が載ってませんが私の資料にはあります。以上です。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいでしょうか。

○6番委員（○○○○○）

来月でいいので始末書を載せてください。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第13号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定致しました。次に議案第14号農地法第5条による許可申請についてを議題と致します。事務局次長に説明させます。

○事務局（○○○○○次長）

それでは、10ページになります。議案第14号について、ご説明致します。受理番号末吉9号、土地の所在地は、末吉町諏訪方牧ケ入佐○○○○○、地目は畑、面積は1,356㎡でございます。譲受人が福岡市博多区の○○○○○で、転用目的は、太陽光発電施設です。理由につきましては、申請地に太陽光発電設備を設置し、太陽光発電事業を行ないたいという事です。農振区分は、外でございます。他6件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○5番委員（○○○○○）

受理番号末吉9号について、現地調査をしましたので報告致します。申請地は、五位塚自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林と宅地、西が道路を挟んで山林、南が山林、北が宅地であります。目的実現の確実性は、残高証明書及び再生可能エネルギーの認定通知書と九電の系統連系承諾書が添付してあり確実と思います。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地のその他農地に該当します。計画面積については、全体面積1,356㎡に太陽光パネル252枚を設けるもので適当であると思われまます。排水等については、雨水については、申請地周囲を盛土し、申請地内で地下浸透です。被害防除につきましては、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題ないと思われまます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当する為、転用やむを得ないという意見の一致をみて許可意見です。続きまして、受理番号末吉10号について、現地調査をしましたので報告致します。申請地は、六町前自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が宅地、南が畑、北が雑種地であります。目的実現の確実性は、残高証明書及び再生可能エネルギーの認定通知書と九電の系統連系承諾書が添付してあり確実と思います。位置は、農地の広がりがない事から、第二種農地のその他の農地に該当します。計画面積については、全体面積1,214㎡に太陽光パネル272枚を設けるもので適当であると思われまます。排水等については、雨水については、浸透枿を設け自然流下です。被害防除については、誓約書も添付されており、特に問

題ないと思います。道路条件は、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当する事から、転用はやむを得ないとする意見の一致をみて許可意見です。調査日は2月10日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査しました。以上で報告を終わります。

〇16 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉11号を現地調査しましたので報告致します。この案件は、議案第12号の農地転用事業計画変更申請と同時申請ですので、詳細は省略させていただきます。調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地に該当する為、転用やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は2月10日で、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査しました。以上で報告を終わります。

〇3 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅12号について、現地調査致しましたので報告致します。申請地は、西葛原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が畑、北が市道であります。目的実現の確実性は、既に転用済で始末書が添付されています。位置としましては、土地改良事業が施工されている事から第一種農地に該当します。計画面積については、牛の放牧場を設置する面積660㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水のみで、自然流下で適当と思います。被害防除については、特に問題はないと思われれます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地の不許可の例外的農業用施設等に該当することから放牧場への転用は、やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は2月10日で、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査しました。以上で報告を終わります。

〇14 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅13号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、竹山自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑で現在転用中で雑種地へ地目変更中です。南が畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、残高証明が添付されており確実と思います。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、貸駐車場兼貸中古車展示場を設置する面積994㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水のみで市道側溝への自然流下で適当と思います。被害防除については、特に問題ないと思われれます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、第二種農地のその他の農地に該当する事から、貸駐車場兼貸中古車展示場への転用は、やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は2月10日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。続きまして、受理番号大隅14号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、平木自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が原野、西が田、南が田、北が市道を挟んで田であります。目的実現の確実性は、融資証明書がある事と再生可能エネルギーの認定通知書と九電の系統連系工事負担金明細書が添付してあり確実と思います。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光発電設備の設置には、比較的良好な敷地で面積4,114㎡にですが、利用可能敷地面積は、1,494㎡であり同種施設の規模状況からみても適当であると思われれます。排水等については、雨水のみで浸透枮からの自然浸透です。被害防除については、緩衝地を設ける為、特に問題ないと思われれます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、第二種農地のその他の農地に該当する事から太陽光発電設備への転用は、やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は2月10日で、調査員は私と竹元委員、事務局の東さんで調査致しました。以上で報告を終わります。続きまして、受理番号大隅15号を現地調査致しましたので報告致します。この案件は、農振除外申請と同一ですので調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、第一種農地の不許可の例外的集落接続施設に該当



○6番委員 (○○○○○)

受理番号末吉10号ですが、補足説明資料の106ページですが、盛土と浸透柵の高低差が記入されていますがどのくらいの高さであるという計算は、されていないのですか。

○事務局 (○○○○○)

被害防除計画には、盛土は最高0.3mとあります。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

○19番委員 (○○○○○)

受理番号大隅13号ですが、既に建物立ってますか。

○3番委員 (○○○○○)

あれは、手前になります。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第14号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第15号農用地等のあっせんについてを議題と致します。事務局次長に説明させます。

○事務局 (○○○○○次長)

それでは12ページになります。議案第15号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉13号、申出者は、末吉町二之方の○○○○○。申出地は、末吉町諏訪方河原田○○○○○他1筆、地目は田、合計面積2,082㎡でございます。申出の内容は、売りたいということです。他7件でございます。よろしくお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

ここで、あっせん委員を指名致します。末吉13と末吉14については、10番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉15と末吉16については、15番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉17については、4番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅18については、13番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅19と20については、16番○○○○○委員、○○○○○推進委員。を指名します。ここで暫時休憩致します。

(休憩：午前10時10分)

(再開：午前10時20分)

○議長 (○○○○○会長)

会議を再開します。続いてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○1番委員 (○○○○○)

末吉101号については、打切でお願いします。末吉102号も打切でお願いします。

○12番委員 (○○○○○)

末吉104号は、本人からの取下げの連絡が来ております。

○17番委員 (○○○○○)

- 大隅 106 号・107 号は、打切でお願いします。
- 7 番委員 (○○○○○)
- 財部 109 号は、継続でお願いします。
- 11 番委員 (○○○○○)
- 財部 110 号は、継続でお願いします。
- 12 番委員 (○○○○○)
- 末吉 112 号は、継続です。
- 10 番委員 (○○○○○)
- 末吉 113 号は、継続でお願いします。
- 6 番委員 (○○○○○)
- 末吉 114 号は、継続でお願いします。
- 15 番委員 (○○○○○)
- 末吉 115 号は、継続でお願いします。末吉 116 号は、打切でお願いします。
- 13 番委員 (○○○○○)
- 大隅 117 号は、継続でお願いします。
- 1 番委員 (○○○○○)
- 末吉 1 号・2 号・3 号は、打切でお願いします。
- 4 番委員 (○○○○○)
- 末吉 4 号は、継続でお願いします。
- 15 番委員 (○○○○○)
- 末吉 6 号は、継続でお願いします。
- 12 番委員 (○○○○○)
- 末吉 7 号は、継続です。
- 13 番委員 (○○○○○)
- 大隅 8 号は、継続でお願いします。
- 18 番委員 (○○○○○)
- 財部 9 号・財部 10 号は、継続でお願いします。
- 7 番委員 (○○○○○)
- 財部 11 号は、継続でお願いします。
- 11 番委員 (○○○○○)
- 財部 12 号は、継続でお願いします。
- 議長 (○○○○○会長)
- 大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくをお願いします。
- 議長 (○○○○○会長)
- 次に議案第 16 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 6 年以上 10 年未満末吉 29, 再設定 10 年以上大隅 30 を除いて議題といたします。本件については、期間ごとに一括して審査して差し支えありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 (○○○○○会長)
- 新規 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 (○○○○○会長)
- 新規 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 (○○○○○会長)

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。  
(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。  
(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。  
(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。  
(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。  
(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。  
(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第16号農用地利用集積計画の利用権設定再設定6年以上10年未満末吉29、再設定10年以上大隅30を除いては、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。  
「○○○○○委員退席」

議長(○○○○○会長)

次に議案第16号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、再設定6年以上10年未満末吉29についてを議題と致します。

○議長(○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。  
(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第16号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、再設定6年以上10年未満末吉29については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。○○○○○委員は、復席をお願いします。  
「○○○○○委員復席」

○議長(○○○○○会長)

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。  
「○○○○○委員退席」

○議長(○○○○○会長)

次に議案第16号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、再設定10年以上大隅30についてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑，意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第16号農用地利用集積計画の利用権設定のうち，再設定10年以上大隅30については，申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので，本案は，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので，申出のとおり決定致しました。○○○○○委員は，復席をお願いします。

「○○○○○委員復席」

○議長（○○○○○会長）

次に議案第17号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第17号農用地利用集積計画の所有権移転は，申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので，本案は，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので，申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に利用権の設定状況集計表を，事務局次長に説明させます。

○事務局（○○○○○次長）

それでは，利用権の設定状況集計表になります。2月分利用権設定の新規は，田が26筆で面積39,191㎡，畑が43筆で面積76,985㎡，計69筆で面積116,176㎡，件数は47件でございます。再設定は，田が43筆で面積49,354㎡，畑が114筆で面積247,423㎡，計157筆で面積296,777㎡，件数は85件でございます。所有権移転については，田が11筆で面積7,367㎡，畑が13筆で面積26,113㎡，計24筆で面積33,480㎡，件数は16件でございます。合計しますと，250筆で面積446,433㎡，件数は148件となっております。以上でございます。

○議長（○○○○○会長）

次に報告第2号合意解約等の報告については，総会資料の41ページから52ページですのでご覧下さい。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

○7番委員（○○○○○）

茶の収穫について（のぼり旗）

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

○議長（○○○○○会長）

次に事務局から事務連絡を致します。

○事務局（○○○○○次長）

事務連絡。新聞記事（収賄容疑）

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和2年第2回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○次長）

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和2年2月20日（木） 午前10時40分開会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員